

コンパクトシティ形成支援チームの設置について

平成 27 年 3 月 19 日

関係省庁申合せ

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）【別紙】に基づき、コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁を挙げて市町村の取組を強力に支援するため、コンパクトシティ形成支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。
2. 支援チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チームリーダーは、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

チームリーダー	国土交通省大臣官房審議官（都市局担当）
副チームリーダー	国土交通省総合政策局公共交通政策部長
構 成 員	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 復興庁統括官付参事官 総務省自治行政局市町村課長 総務省自治財政局財務調査課長 財務省理財局国有財産企画課長 金融庁監督局総務課長 文部科学省大臣官房政策課長 厚生労働省医政局地域医療計画課長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 厚生労働省老健局高齢者支援課長 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長 経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ中心市街地活性化室長 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課長 国土交通省住宅局住宅政策課長 国土交通省都市局都市計画課長

3. 支援チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、国土交通省において処理する。
4. 前 3 項に定めるもののほか、支援チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チームリーダーが定める。

別紙

まち・ひと・しごと創生総合戦略（抄）

平成26年12月27日閣議決定

〔
（抜粋部分）

（イ）地方都市における経済・生活圏の形成

◎（４）-（イ）-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

〕

(イ)地方都市における経済・生活圏の形成

【施策の概要】

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。

そのため、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成により、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を推進していく。

そうした都市を形成することで、地方都市が中山間地域等の生活機能のバックアップとなりつつ、大都市圏への人口流出のダム機能を発揮することを目指す。

また、地方都市の拠点となる中心市街地等において、複合的な機能の整備支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進する。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定するが、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

- 立地適正化計画を作成する市町村数：150 市町村
- 地域公共交通網形成計画策定総数：100 件
- 魅力があり波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数：60 件

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれている。健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するためには、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要である。このため、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）における立地適正化計画制度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）における地域公共交通網形成計画制度について、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）における中心市街地活性化基本計画制度の取組と連携しつつ周知・普及を図り、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を積極的に推進する。

また、こうした都市のコンパクト化等に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要がある。このため、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の実現に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるように、関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム（仮称）」を設け、強力な支援体制を構築する。具体的には、「市町村からの相談等のワンストップ対応」、「政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有」、「コンパクトシティの推進・施設整備等に係る金融機関の協力」等の支援を進めていく。こうした取組を通じ、2020年までに立地適正化計画を作成する市町村数を150市町村、地域公共交通網形成計画の策定総数を100件として、必要に応じて見直す。

付属文書

アクションプラン（個別施策工程表）（抄）

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

(4)-(イ)-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

●現在の課題

- 地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれており、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するためには、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要である。
- 中心市街地の商機能衰退や空き店舗等の増加に歯止めがかからない状況であり、コンパクトシティの実現に際して重要な要素となる「中心市街地の活性化」及び買物弱者への支援が喫緊の課題である。
- 取組に当たっては、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、地域包括ケアシステムや公共施設の再編、中心市街地活性化等と連携を図り、関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要がある。

●必要な対応

- 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）における立地適正化計画制度及び地域公共交通網形成計画制度についての周知・普及を図り、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を積極的に推進する。このため、
 - ・ きめ細かな合意形成の取組や公的不動産（PRE）の活用に対する支援
 - ・ 複数市町村が連携して取り組む場合の支援を実施し、広域連携型のコンパクトシティの構築
 - ・ 公共交通ネットワークの再構築の支援の強化等を推進する。
- 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）における中心市街地活性化基本計画とも連携し、インパクト・波及効果の高い民間プロジェクトへの集中支援により、中心市街地における複合的な機能（商業、文化、教育、医療、居住）の充実を図るとともに、「土地の所有と利用の分離」の手法等を活用したこれらの機能の再整備等、空き店舗の解消や魅力あるまちづくりに向けた取組を支援する。
- また、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の実現に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム（仮称）」（事務局：国土交通省）を設け、
 - ・ 市町村からの相談等のワンストップ対応
 - ・ 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有

- ・国の制度・施策へのフィードバック
 - ・政策に関する情報の発信
 - ・コンパクトシティの実現、公共交通網の再構築、施設整備等に係る金融機関の協力
- など、関係府省庁を挙げて、横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援する体制を構築する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○「コンパクトシティ形成支援チーム（仮称）」の立ち上げ	○都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を支援	
2020 年 KPI （成果目標）	○立地適正化計画を作成する市町村数：150 市町村 ○地域公共交通網形成計画の策定総数：100 件 ※「地方版総合戦略」における各地方公共団体の設定状況を踏まえ、必要に応じて見直し		